



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

子会社のセクハラ事案に関する親会社の責任について判示した最新判例をご紹介します。民法改正の連載は「債権譲渡」を取り上げました。

<子会社のセクハラ事案—親会社の責任は？>

◇<最新判例紹介>最判平成30年3月15日

1 事案の概要

子会社Aの従業員Xが子会社Bの従業員Yから職場の内外においてセクハラを受けた旨を主張し、Y、子会社A及び子会社Bに対して不法行為または債務不履行に基づく損害賠償を請求するほか、**親会社に対して債務不履行に基づく損害賠償請求**（全社的なコンプライアンス相談窓口を設けて対応する義務の違反）を行った。

控訴審は全ての被告に対する請求を認容した。これに対し、**最高裁は、親会社の上告受理申立のみ受理して親会社に対する請求を棄却した。**

2 最高裁の判断

親会社は、本件当時、法令等の遵守に関する社員行動基準を定め、従業員等の職務執行の適正並びに企業集団の業務の適正等を確保するためのコンプライアンス体制を整備していたものの、Xに対しその**指揮監督権を行使する立場にあったわけではないから、Xに対する雇用契約上の付随義務を負わない。**

もっとも、親会社がグループ会社における法令等違反行為を予防し、または現に生じた法令等違反行為に対処するために相談窓口を設けていたことからすれば、**同相談窓口に対する申出の具体的状況によっては適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合がある。**

ところが、本件において、親会社の設けた上記コンプライアンス体制の具体的な内容に照らすと、**親会社は、相談窓口に対して申出人が要求した対応をとるべき信義則上の義務を負うということではないから、かような信義則上の義務違反に基づく損害賠償請求も認められない。**

3 コメント

最高裁は、親会社がコンプライアンス相談窓口を設け、その窓口で相談があった場合に、相談により求められた対応をしなかったとしても信義則上の義務違反がないと判断していますが、一般論ではなく、本件の事実関係における判断ですので、会社の**コンプライアンス体制や相談窓口の仕組みによっては相談者（子会社従業員）に対して親会社に信義則上の義務が生ずる場合があります。**制度設計や相談対応方針を再確認しましょう。

*

<民法改正で「債権譲渡」はどう変わる？>

◆連載「民法大改正」第7回（2020年4月1日施行）

1 譲渡制限特約の効力

改正法は、当事者が特定の債権の譲渡を禁止し又は制限する意思表示（**譲渡制限特約**）をしても、当該債権の**譲渡は有効**であるとしつつ（466条2

項）、譲受人が**譲渡制限特約の存在について知っていた（悪意）又は重過失によって知らなかった場合には、債務者は、譲受人からの請求を拒めるとしました（同条3項）。**

但し、譲受人が、債務者に対し、**相当な期間を定めて催告**をしたにもかかわらず、債務者がその期間内に履行しない場合には、債務者は、譲受人の悪意・重過失を理由に、譲受人からの**請求を拒否することはできません（同条4項）。**

2 債務者による供託

改正法は、**譲渡制限特約の付いた債権の全額**を、債務の履行地の供託所に供託することを認めました（466条の2第1項）。

3 譲渡制限特約付債権の差押え

債務者は、**当該債権を差し押さえた者からの請求を、譲渡制限特約が付いていることを理由に拒むことはできません（466条の4第1項）。**

但し、**特約の存在について悪意・重過失である譲受人に対して債権を有する者が、当該債権を差し押さえた場合には、債務者は、同特約の存在を理由に、差押債権者からの請求を拒否することができます（同条2項）。**

4 将来債権の譲渡

改正法は、譲渡時に未だ発生していない債権（**将来債権**）の譲渡を広く認めました（466条の6）。

5 債権譲渡と相殺

債務者は、**対抗要件を備える前に取得した債権を以て、譲受人に対して相殺を主張することができ（469条1項）、また、対抗要件の具備より後に取得した債権であっても、その債権の発生原因が対抗要件の具備に先立つ等の場合には、例外的に相殺を主張することができます（469条2項各号）。**（友成、門屋）

法務トピックス

改正金融商品取引法が施行されます！（2018年4月1日）

①フェア・ディスクロージャー・ルール（FDルール）の導入

FDルール（上場会社による公平な情報の開示）の導入により、**投資家に対する公平な情報開示が確保されるだけでなく、発行者による早期の情報開示、ひいては投資家との対話が促進される効果が期待されます。**

②株式等の高速取引に関する法制の整備

高速取引行為を行う者に対する登録制が導入され、金融商品取引業者等による高速取引行為に関する規定の整備が義務付けられます。

③金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化

金融商品取引所グループにおける経営管理の充実、グループ内の共通・重複業務の集約が図られます。